

## 平成20年度包括外部監査結果報告書の概要

### 【監査の概要】

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

##### ① 監査対象

指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について

##### ② 監査を実施した12施設群及び所管課

監 査 対 象 施 設	所 管 課
文学書道館	文化国際課
鳴門総合運動公園スポーツ施設、蔵本公園スポーツ施設 中央武道館	県民スポーツ課
大鳴門架橋記念館[エディ]、渦の道 出島野鳥公園 産業観光交流センター[アスティとくしま] あすたむらんど	にぎわいづくり課
神山森林公園	林業振興課
日峯大神子広域公園、文化の森総合公園 鳴門ウチノ海総合公園 月見が丘海浜公園 富田浜第一駐車場、富田浜第二駐車場、幸町駐車場	都市計画課
藍場町地下駐車場、松茂駐車場	企業局

##### ③ 監査の対象とした期間

平成18年度及び平成19年度。ただし、必要に応じて平成17年度以前及び平成20年度も監査の対象とする。

3 監査を実施した期間

平成20年6月11日から平成21年3月31日まで

4 監査従事者

① 包括外部監査人

弁護士 元井 信介

② 包括外部監査人補助者

弁護士 山本 啓司

公認会計士 井関 勝令

## 【監査結果報告の概要】

### 第1 指定管理者制度の目指すもの

- 1 指定管理者制度は、公の施設について、民間能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、従前存在した管理委託制度に変わる形で創設されたものである。
- 2 今回監査にあたっては、このような制度目的に充分配慮された制度の導入が行われているか、また、指定管理者制度の導入後も制度の目的に合致した運用がなされているかに重点を置いて実施した。
- 3 確かに、指定管理者制度が導入されたことにより、従前の管理委託制度のもとでの施設管理に比べて、一定の住民サービスの向上や経費の節減が図られた事実は認められる。  
例えば、住民サービスの点では、施設によっては開館日や開園日が拡大され、開館時間、開園時間が延長されたり、従前なかったイベントが企画されたりするようになった。  
また、経費の点では、多くの施設で県負担額が一定程度削減された、施設によっては顕著な削減がなされたとの報告もある。
- 4 しかし、その一方で、徳島県における指定管理者制度の運用状況は、①民間能力の活用という制度目的に充分適合しているとはいえず、②住民サービスの向上、③経費の節減等という点でも不十分な状況も見受けられた。

### 第2 徳島県における指定管理者制度の問題点

外部監査人が具体的に調査し、把握した各施設の指定管理者制度の実情から、徳島県における指定管理者制度における問題点を要約すると以下のとおりである。

## 1 競争確保の視点から

- ① 徳島県の指定管理者制度では、複数の施設が一括して指定管理の対象とされているものがある。そのうち、対象施設の組み合わせの合理性に疑問があると思われるものがある。

とりわけ、「鳴門総合運動公園スポーツ施設、蔵本公園スポーツ施設」と「藍場町地下駐車場、松茂駐車場」については、各施設が別の市町村にまたがり、かつ、施設間の距離も遠いことから、これらを一体で指定管理の対象にしたのは疑問である。

この点、いずれも従前同一管理者に管理委託していたという共通点があるところ、指定管理移行時にもそのような事情が影響した可能性がある。

仮にそうであるならば、従前管理者の優遇につながるものであり、自由な競争を阻害することから、民間能力の活用という制度目的からすると問題である。

- ② 選定委員の構成について、「日峯大神子広域公園、文化の森総合公園」と「藍場町地下駐車場、松茂駐車場」では、指定管理者と内部選定委員の所属部局の間に非常に密接な関係があり、外観的独立性という点では問題が大きい。

- ③ 審査基準について、「富田浜第一駐車場など」では、「管理運営費の縮減」の算出方法が、第2回選定委員会で、内部委員からの意見により事務局案が修正された。事務局案による算出方法では、各申請者が実際に提案した納付金の金額をもとに管理運営費の縮減が図れたかどうかを算出していた。これに対して、修正後では、最も高い売上金を提示した申請者と同額の売上が他の申請者でも計上され、かつ、売上の増減にもかかわらず経費の金額が一定であったとした場合に各申請者の納付金がどうなるかを計算し、その納付金の金額を基準として算出するという方法となった。この算出方法は、実際の納付金とは全く関係のない仮定の上での金額であり、その妥当性には大いに疑問がある。

また、この修正により、現実の採点結果が大きく変わり、指定管理者候補の選定結果に影響を及ぼした可能性がある。このように、特にこの施設の選定手続は、公平性、公正性の観点から不適切である。

④ 「あすたむらんど」の休業日について、申請者のA社は利用者サービスの向上の観点から年中無休にすることを提案していた。これに対して、第2回選定委員会において、委員会事務局は冒頭で、県として安全性確保の見地から一定の休業日を確保する必要がある旨の発言が行われた。

この施設には、選定された指定管理者とA社の2者が申請をしていたところ、同指定管理者は、あすたむらんどの前管理者である徳島県観光協会のOBが、指定管理者制度創設直後に設立した会社であり、前管理者との関係が深い団体である。

つまり、委員会事務局の発言は、前管理者と関係の深い申請者に有利に作用するものであり、その反面、A社には不利益を及ぼす発言であり、自由な競争を確保するという観点からは大いに疑問がある。

## 2 住民サービスの向上に対する視点から

公の施設にあつては、利用時間の延長や休日に利用できることは、大きなサービス向上となるものである。

例えば、エディは年中無休に、渦の道、あすたむらんどやアスティでは年末年始も開館し、住民サービスの向上を図っている。

しかし一方で、「出島野鳥公園」においては、フェンス扉が常時閉じられていること、管理者が常駐していないこと、鍵の利用が必要な設備もあるがその鍵を受け取るには1.5kmはなれた別施設に移動する必要があることなど、管理の実態が利用者の立場、利便を考えた管理とは言い難いものがある。

## 3 経費の節減等に対する視点から

指定管理者制度が導入されたことにより、従前の管理委託制度のもとでの施設管理に比べて、多くの施設で県負担額が一定程度削減された、施設によっては顕著な削減がなされたとの報告もある。

しかし、次の点について経済性に対する視点が不十分であると思われる。

① 審査基準に関して、経済性に関する審査基準について問題があると思われる施設群があった。

具体的な採点方法についても、「藍場町地下駐車場など」では、企業局推計値との乖離状況により、評価の高低が決まるなどの問題がある。

② 委託契約締結については、一者随意契約という形で締結されたものや、県の承認手続が徹底されていない事案があった。

③ 「エディ、渦の道」、「アスティ」、「あすたむらんど」、「日峯大神子広域公園など」は、事業報告書の内容が不正確であり、あたかも利益を得ていないような内容となっている。

このような報告がなされてしまえば、以降の指定管理者選定手続の際、報告された程度の経費がかかるものという前提で検討されることとなり、その結果、指定管理料を高額に設定してしまうことにもなりかねない。

④ 修繕費について、不適切な処理に対するチェックが不十分である。

⑤ 県によるモニタリングがほとんどなされていない、あるいは、なされているというもののその結果が書面化されていないなど、不十分である。

#### 4 その他の問題点

① 審査方法は、ほとんどの施設で書類審査のみであり、面接等は実施されていない。しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もあることから、面接等の導入を検討すべきである。

- ② 「月見が丘海浜公園」では、コテージ収益（収入－支出）が一定の基準額を上回った場合、その超過額の半分を県に納付させることになっている。しかし、コテージ収益算出のもとになる支出の範囲に、指定管理者が負担しない経費が含まれていたり、支出の範囲が不明確であったりする等納付金の算定方法には問題がある。

## 5 まとめ

徳島県の指定管理者制度の状況には、

- ①民間能力の活用
- ②住民サービスの向上
- ③経費の節減等

のそれぞれについて、大なり小なりの問題点が見受けられた。

今後は、

- ① 従前の管理状況にとらわれることなく、新規参入者の視点に立ち、むしろいかにして有効な民間能力を取り入れるかという観点
- ② 従前のサービス内容との比較ではなく、その施設が本来もっている効用を最大限に発揮したサービスを提供するとの観点
- ③ 従前要していた経費との比較ではなく、民間事業者と同じ目線で厳格な経費管理を行い、施設によっては徹底した合理化を図るとの観点

をもって、改善すべき点は改善し、より良い指定管理者制度となるよう切に望むものである。